

とちぎ社労士 No.101



平成22年度 倫理研修

- ★倫理研修報告
- ★顧客開拓奮闘記 Vol. 3
- ★とちぎ社労士の歴史
100号をふりかえて (後編)
- ★「年金マスター」についての
栃木会の見解
- ★どうなるの? 「運用3号」
- ★語学力を活かした労務管理
- ★新入会員ご紹介
- ★事務局だより
- ★編集後記



発行

栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 028 (647) 2028
(ホームページ) <http://tochigi-sr.jp/>
(Eメール) tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp
発行人 藤沼清市

倫理研修報告

倫理研修について

県西支部 杵 洸 徹



第1部講師 藤沼会長

平成22年度倫理研修が2月3日(木)に宇都宮市文化会館で開催されました。この倫理研修は全会員が5年に1回受講することが義務づけられていて、今年度が4年目なので来年度でひと回り目が終わることになります。連合会が作成した全157ページの「倫理研修テキスト」を使用しての研修で、社会保険労務士(以下、社労士)の職業倫理の解説及び事例解説により行われ、栃木会では前半は藤沼清市会長が、後半は私が担当させていただきました。事業委員を務めていた関係もあり、倫理研修に参加したのは今回が3回目でしたが、ただ単に準備などのために

参加していたこれまでと講師を務めさせていただき今回とは心構えが全く違っていただけなのは当然のことでした。この書面をお借りいたしまして、倫理研修に関して考えましたことを少し述べさせていただきます。

担当させていただいた事例(設例問題)にも時間をかけて向き合いましたが(月刊社会保険労務士12月号にも掲載あり)、グレーゾーンに設定された作り話について考えることに意義があるとは思いませんでした。事前に「事例解説」として“虎の巻”みたいなものをいただきましたが、結論を要約しますと“業務を行うには、いろいろなことに注意しなくてはなりません”です。当たり前のことです。この事例を読んで思い出したのは、悪名高い連合会の「事務指定講習」です。必要最低限にも満たない情報を与えられただけで書式を書かせること(例えば、賃金台帳もタイムカードもないのに離職票を作成することで実務能力が養えるとは思いません)と相通じるものがあります。さすが、連合会。無茶苦茶。模範回答(?)も最初からテキストに掲載してしまえば世話ないのに、勿体ぶって後日連合会のホームページに掲載予定とのこと。机上の作り話と、現実に顧問先などで起こるトラブルは似て非なるものです。事実は小説より奇なりです。本当に想定外のことが日々起こります。事件は紙の上では起こらないのです(単なる書類作成のミスは紙の上で日々起こっていますが……)。

倫理研修の講師として力不足・器不足であると自覚している私の逃げ道は「新聞記事」を紹介することでした。新聞記事は現実に起こったことですので「事例」よりも説得力があるはずですが。

「弁護士が後遺症誇張」「中国人不法残留手助けした疑い/行政書士と妻を逮捕」などの士業がその業務に関連して起こした事件、「行政書士、酒気帯びで逃走容疑」「役所にニセ婚姻届/容疑の司法書士逮捕」などの業務とは直接関係ありませんが士業の資格名が見出しになってしまった事件、「年金機構准職員、年金虚偽請求で解雇」「うつ病装い手当詐取」「未払い賃金立て替え制度悪用」など社労士が関与している事件ではありませんが、私たちが日常的に行っている業務が悪用された事件。本当に様々な事件が新聞には載っています。このように新聞沙汰になってしまった本当の事件と、身近に潜むトラブルの芽が記載された「事例」とは、本来比較するものではないかもしれませんが、「事例」のようなトラブルの芽がやがて「事件、へと変貌してしまうのかもしれませんが。倫理研修があってもなくても社会人としての倫理観、社労士としての職業倫理などについて考えなければなりませんし、倫理研修がそのきっかけとなるのならば必要なのかもしれませんが、「倫理研修テキスト」の必要性に関しては「？」としておきます。



第2部講師 杵洸会員

倫理研修に参加して

県南支部 高岩 芳明

去る2月3日に行われました倫理研修会に参加させていただきました。

今回の研修では、前半に藤沼会長、後半に杵渕理事の貴重な話を聴くことができました。

藤沼会長は、ご自身の実体験を盛り込みながら話され、社会保険労務士は顧客に対してどう向き合っていくべきかという事を深く考えさせられるものでありました。その中でも特に私の中で印象の強かったのが、「我々社会保険労務士は困っている人を助ける事が仕事であり、その結果として後から報酬がついてくるのであって、目先の欲に囚われて金儲けの事を優先した仕事をしてはいけない」というものでした。たしかに、報酬の事ばかりを考えて仕事をしたのでは、顧客の利益を最大限に確保する事はできません。報酬を得られることを目的とした動き方をするようになり、結果として顧客から不信感を持たれ、社会保険労務士としての信頼を失いかねません。改めて、顧客の利益を最優先に考えて行動をしていかなければならないと痛感いたしました。

杵渕理事の話は、倫理研修テキストに掲載されている事例を解く上での考え方についてでした。事例の内容は、この先十分に起こり得る可能性のあるものばかりであり、自分がその局面に至った時にどう対応・行動すべきかについてのヒントを色々と教えていただきました。様々な場面で経験を積まれている先輩の話でしたので、言葉にとっても重みがあり、大変参考になりました。

私は、平成21年8月に社労士事務所の勤務社労士として登録し、現在に至っております。社労士試験合格直後には、これから自分が目指すところとして、「あらゆる人に感謝され、信頼される社労士になりたい」と思っていました。しかし、日々の業務に忙殺されますと、時折あの頃の気持ちが希薄になることがあります。今回倫理研修を受けたことにより、改めてあの頃の気持ちを思い出し、気を引き締め直すことができました。また同時に、社労士という仕事の責任の重さを再認識することもでき、私にとってとても有意義な研修会でありました。

県央支部 久保田 正 則

私は開業2年目になりますが、倫理研修が登録年度で分けているとは知らず、5年後にあるとばかり思っていたのでのっけから知識不足を反省しているところです。社労士法も試験勉強時に読んだきりで、倫理に関しては法律に抵触しない行動程度にしか認識していませんでした。今回倫理研修に参加して、改めて再認識をさせられました。それは、この社会保険労務士が社会に認知され信頼に応える責任を担うまで諸先輩の地道な努力があったということです。その土台の上で仕事をしていることに気づかされました。そして、倫理に対する感覚を磨くことが社会保険労務士の公共的使命を果たすことにつながるということです。現在私は、営業活動を行っているところではありますが、なかなか顧客開拓に繋がらない状態です。あせりを感じる日々ですが、藤沼会長の「社会保険労務士の倫理について」の中で助成金についてお話がありましたが、受け取れないリスク等しっかりと倫理観を持って事に当たらなければならないと認識しました。社会から厳しい目で見られている現実があります、一個人の行為が社会保険労務士全体への不信につながることを肝に銘



研修風景

じてまいります。また、杵渕理事から「事例解説について」と題し、設例問題の解説がなされました。白黒が付く答えはないものの、些細なことでもしっかりと見極めるため自分に問うて行く姿勢の大事さを教えていただきました。最後に、幾多の修羅場を切り抜けて来た経営者の方々とお付き合いをして、社労士法第1条の「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上」に協力するためには、自分自身が倫理という柱を築かなければ、飲み込まれてしまうでしょう。このような倫理研修会、勉強会でしっかりと学び取り、社会保険労務士の職責をまっとうできるよう日々精進してまいります。諸先輩のご指導の程、どうぞよろしくお願い致します。

顧客開拓奮闘記 Vol. 3



実務研修会時の講師 田邊会員

県南支部 田邊 勇輝

平成16年4月に開業して、早8年目を迎えました。1年1年の時を重ねてきた結果として、自分なりの努力以上に家族や友人、お客様、社労士の先生方などのたくさんの人の支えがあって初めてこの位置にいることへの感謝を改めて覚えます。他人の力が無ければ、決して継続することがなかったと言うのが正直な気持ちです。

さて、顧客開拓奮闘記というテーマをいただきましたが、特に開業間もない頃に絞ってみたいと思います。今思えば、開業

当初は特にマーケティングなどの市場分析も行わず、ターゲットを絞るわけでもなく、無形の商品を売るこの仕事の営業に戸惑い、半年以上、出口の見えない不安に襲われていました。それでも私の唯一持っていたものは、土業の友人でした。ここまで私の事務所を育ててくれたのは、この友人と言っても過言はありません。彼からの仕事の紹介はほとんどが行政書士関連の仕事ですが、その仕事をきっかけにし、社労士の仕事につながったり、紹介していただいた社長様からまた別の社長様をご紹介いただいたりといったように広がっていきました。ですので、私が仕事を依頼されるほとんどが誰からかの紹介であり、元を辿れば、その友人に行きつくことがほとんどです。このように少しずつ広がってきたなかで、一番大切にしてきたのは、紹介された仕事を一生懸命にやることは当然ですが、紹介をしてくれた方に絶対に恥を搔かせないことです。当たり前前の事ですが、これだけは自分の中で大切にしてきたことですし、今でもその気持ちを忘れたことはありません。逆な立場で言えば、ある人を自分の知り合いに紹介する時、この人なら紹介しても大丈夫だと信頼を寄せているからです。もし、知り合いからクレームが入ったら悲しい出来事です。そこを外したら、私の顧客開拓の広がりにはストップしてしまいます。

また、重要なのは紹介者がどんな人物であるかですが、社労士は隣接土業の税理士を紹介者に持つと紹介が増えます。税理士は顧客と信頼を十分に持ったなかで紹介を頂けるので最初から話がスムーズに進む場合がほとんどです。そして何より税理士も含め紹介者をどれだけ持つかということが顧客開拓では重要だと思っています。紹介者をたくさん得るにはたくさんの人に会う必要があります、栃木県内ではたくさんの経営者が集う各種団体があります。そう言った集まりに所属し、信頼を得て、紹介を受けていくことも一つの方法です。私はJC、ライオンズ、大学のOB会などに所属していますが、そこでその団体のなかでの仕事を一生懸命にやることで、信頼を得ることが出来ます。信頼が無ければ、その仲間からも仕事も依頼されませんし、紹介者にもなってもらえません。

私の事務所の受注は、紹介者からの紹介が95%、ホームページが5%と言った受注の割合です。私は、この割合から見ても、今後も紹介者からの紹介を得るように営業をするかと思いますが、今後はインターネットを利用した受注も増えると思います。ただし、インターネットは紹介者というフィルターを通していないので慎重に扱っています。

それと何より強調したいのは、社労士の先輩の方からのアドバイスが私は参考になりました。同業であっても、惜しみない援助をいただけた環境に身を置けたことは本当に良かったと思います。そして、開業当初の6か月目から小野幸夫先生の開業塾に身を置かせていただき、たくさんの事例など直接的な業務のことや事務所の経営に関することなどをご教授いただけたことが、私が漠然と持っていた無形の商品を売ることへの不安感を払拭することができました。売れるという自信を持つことができたことは、自分への自信を持つことにつながり、その頃から紹介も増えてきたように思います。本当に感謝です。

奮闘記! ?でないような内容になってしまいましたが、締切日の前日の夜中ですので、もう書き直す気力はありません。ただ、新たに開業された先生方に少しでもお役に立てれば幸いです。

とちぎ社労士の歴史 100号をふりかえって（後編）

好評でした前号に続きまして「とちぎ社労士」を振り返りつつ、いくつかの「キーワード」に注目して、県会の歴史をたどってみたいと思います。

● 会報でたどる会館建設への道

第56号（平成10年1月20日発行）の中で小野幸夫会長（当時）が会館の建設について「最後に夢を実現したいのです。これは当会の会館を建設いたしたいとの私の考えです。昨年12月12日理事会に於いて社労士法施行30周年事業として会館を建設しようと決議され、来年度の事業計画案に上程しようと準備委員会を発足させましたので御協力下さい。また、当会館建設に当たり特別な寄付とか特別な会費等の負担は一切考えて居りません」と、初めて言及しています。

第58号（平成10年9月20日発行）での「平成10年度通常総会報告」によると、上程された第1号議案の中で「会館建設計画」に対して、「時期尚早ではないか」「債務保証の問題はどうなるのか」等の意見や質問が出されたものの、圧倒的賛成多数により可決承認されました。

また、川島亮介準備委員会委員長（当時）が執筆された「30周年記念事業経過報告」から、「業務改善委員会」のメンバーがそのまま「準備委員会」となり、4回に及ぶ会議を経て詳細を詰めて「建設委員会」へとバトンタッチされた事などがわかります。「南側立面図」や「2階平面図」なども掲載され、会館が具体的にイメージでき大きな期待が膨らんでいきます。

第59号（平成11年1月20日発行）では、平成10年10月2日に「地鎮祭」が行われ会館建設が着工されたことが写真とともに森田晃光建設実行委員（当時）より報告されています。

第60号（平成11年4月20日発行）での大塚敏治副会長（当時）の原稿によりますと、会館は平成11年2月16日に完成し3月16日に宇都宮市内のグランドホテルに於いて社労士法制定30周年記念式典と併せて会館落成記念式典を行い、バス2台による会館見学を行ったとのことや、すでに3月9日に理事会、3月20日に自主研修会、3月26日に県央支部研修会として活用されていることも報告されています。

同号に掲載されている小野会長（当時）の原稿には、栃木会の会館建設は全国で4番目（東京、埼玉、静岡に次ぐ）であること、昭和53年に法定団体が結成（昭和43年の法施行当時に県内で社労士として開業していた会員数は十数人で、昭和53年当時の会員数は約130名前後とのこと）されてから20年間に亘り予算の1割を節約して会館設立準備金として約2千2百万円を積み立て、前述の通り特別な寄付とか特別な会費等の負担がなかったことが書かれています。

約30年の栃木会の歴史の中で最大の事業はやはり会館の建設だったと思います、私の登録・入会は平成11年7月1日付ですので会館が完成してからすぐでした（間違っ「サンダーオフィス」に行ってしまったこともありましたが…）。諸先輩にとって念願だった会館が完成した興奮がまだまだ残っていました。会館で研修会を開催できる喜び、図書室の関係図書を自由に閲覧できる喜びが満ちていました。私も含めて会館完成後に登録・入会した会員には会館があることに特別な感情は持ちにくいのかもかもしれませんが、会館があることは当たり前なことではなかったことを、再認識しました。

● 20・30・40、そして50周年へ

「とちぎ社労士」の第29号（平成元年2月20日発行）は「20周年特集号」として発行されています。特筆すべき内容としては、「社会保険労務士に望む」というテーマで行われた「二十周年記念座談会」の様子が掲載されています。行政側からの出席者は栃木労働基準局、栃木県県民生活部、栃木県商工労働部（いずれも当時）から計5名、経営者側として2事業所から各1名、県会から三役以下計5名の出席で行われ、9ペー

ジのボリュームで、「社労士の顧問料が安いこと。その為沢山の顧問先を持っていないと成り立たない。もう少し社労士のレベルアップをはかると同時に、顧問料を上げてったらいいのではないかという気がします」という事業所代表者からの考えさせられる意見（要望？）も出ています。また、前年（昭和63年）の12月9日に開催された記念式典（場所は青年会館）の写真も表彰者名簿とともに掲載されています。

30周年につきましては前述の通り、第60号に平成11年3月16日に宇都宮市内のグランドホテルに於いて会館落成記念式典と併せて開催された記事が掲載され、まだ記憶に新しい40周年につきましては、第92号（平成21年2月1日発行）に前年（平成20年）の11月21日に日光市内のホテル日光千姫物語で開催（同日に安全管理研修会も開催）された記事が掲載されています。

会員のみなさまには、総会資料でお知らせしていますが、県会では50周年へ向けての積み立てを開始しています。50周年を迎えたとき、私たち社労士そして栃木県会はどうなっているのでしょうか？

● 無料なんでも相談会とアスベスト労働災害対策室

現在会館で月2回（当初は月1回）開催されている「無料なんでも相談会」が開始されたのは平成11年11月からだと記憶しています。その後宇都宮市役所と足利市役所でも「無料相談」を行っています。宇都宮市役所の場合は市役所側からの要請でしたが、足利市役所の場合は県会から働きかけ手弁当（県会が日当を支給）からスタートし数年後に足利市から正式に予算化を認められた（足利市が日当を支給）経緯があります。会報では第72号（平成15年10月30日発行）から第82号（平成18年4月30日）まで計8回「活動報告無料相談会」として相談員を担当した広報委員がQ & A形式で個人情報に配慮しながら相談内容を執筆しています。

アスベスト労働災害対策室は平成18年4月3日からスタートしています（4月1日が土曜日でしたのでこの日になりました）。当時下野新聞に写真付きで紹介されました。その後第83号（平成18年8月31日発行）から第91号（平成20年10月31日発行）まで計9回「アスベスト労働災害対策室無料相談会の経過状況」として沼尾和夫会員が相談内容などを執筆しています。

● 県執行部との座談会と倫理研修会

平成18年8月2日に初めて新入会員（主に登録・開業3年未満の会員）と県会執行部との「座談会」が開催されたことが第83号（平成18年8月31日発行）に掲載されています。1回目の参加者は8名でした。2回目以降も毎年8月に開催されて2回目は9名、3回目は11名、4回目は19名、5回目は14名の会員が参加されています。執行部からは三役や各支部長など7～10名程度が参加していますので新入会員からの参加は10名以上ないと少し変な雰囲気（新入会員が発言しにくい？）になってしまいますが、毎年の入会者数によって仕方のない面もあります。参加された会員には広報誌へ参加された感想などの執筆をお願いしていますが、それによりますと、概ね好評ですので安心しています。新入会員の方が横のつながりを作り、社労士としての礎を築かれる出発点になれば企画している側の励みにもなります。そしていずれは、新入会員として参加された方が執行部として新入会員を迎える日が来るわけです。

また、倫理研修会を会員は5年に1度必ず受講しなければなりません。元々は“特定”を導入するための担保だったと思われませんが、“特定”でない会員も全員受講しなければなりません。来年度でひと回りすることになりますが、ふた回り目も同じように開催されるのでしょうか。やはり受講された会員に原稿の執筆をお願いしていますが、意義としては、「座談会」とは逆にベテラン会員の社労士資格に対する再認識や長らく参加していなかった宇都宮での研修会に参加するために重い腰を上げて頂いたということでしょうか。

● 連合会に対する姿勢

私(杵淵)自身が「とちぎ社労士」に携わったのは、第71号から第86号までと第94号からこの第101号までの計24号ですので、4分の1弱ということになります。今回この記事を書くために「とちぎ社労士」のバックナンバー全てに目を通しました。自分で書いたにもかかわらず忘れていた文章を読み返すことは新鮮であると同時に苦痛なこともありました。自分自身で“意地の悪いこと書いてるな〜”などと思ったことも度々でした。その中で特に驚いたのは連合会に対して辛辣なことでした。(連合会が購入した)「20億円ビル購入」に怒り、「月刊社会保険労務士」に嘆き、(連合会が作成した社労士に関するパンフレット)「Profile」に呆れ、「事務指定講習」に参加したことを告白し、「菊川怜さんのクリアファイル」に涙しています。これらの原稿は、必ずしも県会や広報委員会の総意ではありませんでしたが、

真面目(?)に書いた文章についてはそのまま掲載していただける“懐の深さ”がありました。一方「月刊社会保険労務士」には、原稿の掲載を拒否されたこともありましたが(連合会から依頼されたにもかかわらず、連合会を批判したという理由でした)。

私のチンピラ文章とは別に、電子申請やADR、委託事業、SRセンター、年金相談センターや街角年金センターなどに対して、県会が積極的になれない理由などにつきましては、藤沼清市会長や森田晃光専務理事がキチンとした文章で県会の考え方などを会員の皆さまなどにお伝えしています。これも広報誌の重要で大切な役割だと思います。

最後に、私が最初に広報委員になった当時の会長は、先頃亡くなられた大塚敏治先生でした。広報委員会の打ち合わせにも毎回参加していただき、いろいろなお話を聴かせていただいたことが、良い思い出です。ご冥福をお祈りいたします。

(担当：杵淵 徹)

(1)平成元年2月20日

栃木県社会保険労務士会会報

第29号



No.29, 20周年特集号

発行
栃木県社会保険労務士会
宇都宮市滝の原 1-2-6
TEL 0286 (32) 0453
編集 広報委員

法制定二十周年を迎えて

会長 川島 亮介



法制定以来二十年を迎えました。ご同慶の至りでございます。

この二十年の間、我が国の社会情勢は大きく変化し、社会保険労務士への期待と要望は正に成熟期を迎えようとしていると申しても過言ではありません。顧みずと社会保険労務士の起源は戦後二五・六年ごろから

労務管理の近代化の要請に応じ、全国的に企業の人事労務に關する事項の相談・指導等を行う方々が現われたが、主として官庁への届出書類等の代行業務を行う程度であったといえます。その後「社団法人日本労働管理協会」・「社会法人社会保険士会」等が設立され、昭和四一年に労働、厚生両省の事務当局が士業法の性格・所管が二省にまたがる等の事情から、法案は二つの組織が併存し、都道府県には数多くの任意団体があり、

身分法である社会保険労務士法は制定されましたが、前述したとおり全国には二つの組織が併存し、都道府県には数多くの任意団体があり、制度改善を統一して行うこと等

十一月二十日宇都宮市内くろかみ荘において法定団体「栃木県社会保険労務士会」の設立総会が開催され、金子武会長・井出・伊藤・渡辺



という結論になりましたが、関係団体からの法案の修正・反対陳情は熾烈を極めたと言います。昭和四三年四月二六日衆議院、提出代議院に付託され、五月九日参議院本会議において可決成立いたしました。このようにして

先輩の先生方のご尽力と関係官庁の暖かいご協力。そしてなんといっても会員の皆様方の熱いご協力の賜であったと感謝申しあげるのであります。近年高齢化社会を迎え、栃木銀行のご協力により、県内十店舗において毎月「年金相談」も定着し、本年十月からは、栃木県高齢者総合センターにおいて毎月「年金保険相談」に会員二名を選任派遣する等の業務を行っているところであり、更に労働時間短縮推進事業・労働保険未適用事業所適用促進事業・そして社会保険の全適用拡大等の要請もあり、社会保険労務士としても関係法令の改正に伴い業務の複雑化に対処して今後尚一層の研鑽に努力していきたいと念願するものであります。

副会長・戸室専務理事の三役の他の役員を選出し、昭和五三年十二月一八日設立認可。昭和五四年一月一八日設立登記となったのでございます。昭和五六年の第二次改正により免許制度から団体登録制度への移行、審査事項等職務内容の充実、試験制度の整備が行われ、昭和六一年の第三次改正において、事務代理権が認められました。

「年金マスター」についての栃木会の見解

“こちら側”と“あちら側”

理事 杵 渕 徹

ウィンドウマシン（窓口装置のことで、被保険者記録などを閲覧できる端末機、以下「WM」と表記）は、日本年金機構から全国の各都道府県社会保険労務士会へ貸与されていますが、私たち栃木会は貸与を受けていません。社会保険事務局（当時）から貸与の打診（要請？）がありましたが、理事会で決議した結果申し出をお断りしました。この決議は今でも間違っていないかと思えます。年金相談を受けることは私たち社会保険労務士（以下、社労士）の業務ですし、WMから出力されたデータについて、持参された相談者に対して説明することも私たちの仕事です。が、WMを操作することは私たちの仕事だとは思えません。WMを操作するということは年金事務所の窓口カウンターの“あちら側”に座ってしまうことを意味します。私たちに与えられている社労士という資格は、“こちら側”に座る人（事業主や被保険者など）を助けるためのものです。“あちら側”に座るための資格ではありません。“あちら側”に座る資格が「年金マスター」なのだとなれば、社労士及び社労士会とは別のところでやっていただきたいと思えます。「社労士」という資格を高めるための総本山である全国社会保険労務士会連合会（以下、連合会）が、「特定社労士」を作り、「年金マスター」を作り自ら社労士の類似称号を粗製乱造する理由が理解できません。領域を拡大することにはばかり熱心で、気がつけば領域の中心がスカスカになってしまっています。「下請けだった製造業者が、生き残る手段として下請けからの脱却を図って成功した」という類の話をテレビなどで目にします。「自治権の獲得」を事業計画にしている連合会が、同時に下請け業者化を目指すことは矛盾しています。連合会にとっては、「自治権の獲得」と「下請け事業者になること」のどちらが、「一丁目一番地」ですか。

栃木会は現在、労働保険の年度更新、社会保険の未適事業所訪問、社会保険の算定基礎届などに関連する行政の手伝いは行っていません。これらは、“あちら側”で仕事をするのですし、不明確な立場で業務をして万が一トラブルなどが起こった場合（例えば、交通事故）の責任の所在など疑問点が多々あるからです。「街角年金相談センター」も同じです。

連合会の事業計画で「街角年金相談センター運営に関する事業」は「社会貢献に関する事業」に位置づけられています。つまり「年金マスター」養成には、「社会貢献」という大義名分があるわけです。他の理由としても、「国民の利便性」「他の士業や民間業者が進出して業務侵害されてしまう」「新入会員の勉強になり収入にもなる」などがあげられています。つい「なるほど」と思ってしまいましたが、屁理屈・詭弁の類だと思えます。社労士として「社会貢献」と言うことは、あくまでも“こちら側”で事業主や被保険者などの手助けをすることだと思えます。街角年金相談センターを日本年金機構から受託して、国民のためだと無理をした結果として“偽装請負”を労働局から疑われたり、WMを目的外使用（相談外で年金データを閲覧してしまう）して問題になっては、笑い話にもなりません。「苦笑い」話です。「別に協同組合を作る？」「派遣業者になって登録した会員を派遣する？」など頭を悩ませている姿は滑稽ですらあります。社労士としての知恵は本来の業務に絞るべきです。無理をすることはありません。国民からクレームを受けることはあっても、感謝などされません。“こちら側”で精一杯頑張れば充分だと思えます。

～ 理事会から会員の皆様へ ～

上記のような見解ではありますが、年金マスター研修の受講を希望される会員もいらっしゃるのので、研修を開催する運びとなっております。

「年金マスター」、「街角の年金相談センター」等についての会員の皆様のご意見を募集致します。今後の会の運営に参考にさせていただきます。

メール tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp

FAX 028-647-2007

どうなるの？ 「運用3号」

県央支部 小梅 雄 信

国民年金3号被保険者について、巷が騒がしい。発端は昨年12月15日、厚生労働省年金局事業企画課長名で出された通達である。その内容は、第3号被保険者期間として記録されていた期間が、実際には第1号被保険者であったことが事後的に判明した場合、

- ①受給権者については、既に裁定が行なわれていることから、現状を変更しない。
- ②被保険者及び被保険者であった者については、将来に向けては速やかに第1号被保険者に種別変更をし、保険料の納付を求めるが、過去の期間については、時効が到達していない過去2年間を除き、現状を変更しない。

と、いうものである。厚労省はこれを「運用3号」と名づけ、1月1日から施行するとしました。

年金受給手続きなどで3号→1号の届出が行なわれていないことが発覚した場合、昨年までは、記録を1号に訂正し、直近2年分の国民年金保険料の納付を求め、時効により保険料を納められない期間については「保険料未納期間」として年金額を減らす、という処理をしてきましたが、こうした処理をすることによって、年金受給権が発生しないという方が続出したため「これは何とかせねば」ということとなり、年金記録回復委員会において上記の救済措置が決定したという次第。

これまでも3号被保険者に関しては、平成7年4月からの2年間、届出を行えば3号として認められる救済措置が実施され、平成17年7月からは、届出を行えば、時効を超える期間であっても現在1号未納となっている期間について3号として認められることになるなど、いずれも、3号被保険者への切り替えを促す行政の周知不足が、結果として届出漏れを生じさせてしまったとするものだったのですが・・・さて、このたびの「運用3号」。これが過去の救済措置と決定的に違うのは「1号未納→3号」への変更ではなく「3号→1号未納→運用3号」への変更という点。

ご存知の通り、3号被保険者は本人の保険料負担はゼロ。「1号未納→3号」への救済措置の場合、もともと1号期間も未納となっていた訳ですから、本人の保険料負担はゼロのままであるのと同時に、適切に切り替え手続きを行っていた人も、当然3号被保険者として本人の保険料負担は発生していないですから、どちらも保険料負担がないという点で、不公平感はあまり感じられません。

対して「3号→1号未納→運用3号」という救済措置の場合、適切に届出を行なって「3号→1号」となり、1号被保険者として保険料をしっかりと納めてきた人と、「3号→1号未納→運用3号」となり保険料を納めてこなかった人とが、全く同じ年金額を受けとれる仕組みになってしまう。言葉は悪いですが「正直者が馬鹿を見る」こととなってしまった為に、まじめに保険料を払ってきた人への背信行為だ、との意見が高まって、現在は処理を留保するということになりましたが、さて、この問題がどこに着地するのか、原稿を書いている段階ではまったくわからないというところです。

現場の混乱は計り知れません。当県は未設置ですが、街角年金センターの相談員は、全て我々の仲間が行なっています。今後、年金事務所の年金相談も、みな社労士が請け負うようになるのではないかと、との噂も耳にします。年金マスターの養成も本格的に始まりました。相談の最前線で頑張っておられる先生方の苦労は並大抵ではないのでは、と察します。相談者にとっては、年金事務所の職員だろうと社労士だろうと関係ないですからね。自分自身が納得できないものを、相談者に納得してもらうように説明できるのか？ 当県においても年金相談を社労士が請け負うようになったとしたら・・・不安がいっぱいです。

そもそも年金の仕組みは「払ったら貰える」というシンプルな考え方なはず（無拠出で給付を行なうもの

もありますが、ここでは除かせていただきます)。言葉を変えれば「権利を手中にするには、義務を果たす必要がある」ということではないでしょうか。将来年金を受け取ろうとする権利を得る為に、保険料納付義務は果たさなければいけませんし、払わなければ減額されて然るべき、というのは当たり前の考え方だと思います。払わなくても権利が得られるのは、唯一、明らかに行政側に瑕疵があった場合に限られるのではないかと、思います。このたびの運用3号、これを行政側の周知不足という一言だけで、明らかに行政側の瑕疵があったと判断できるのでしょうか？ しかも課長通達で実行してしまうあたり、いささか無理があったのではないのか、というのが私の実感。それにしても、年金記録回復委員会には社労士の先生方も数名加わっているはずですが、運用3号に異を唱えたのはたった一人だけだったというのも驚きですね。

語学力を活かした労務管理

県央支部 草村 健一郎

この度、語学力を活かした労務管理についてというテーマで執筆のご依頼をいただきましたので、私の拙い実体験を中心にお伝えします。

まず初めに断っておきますが、私は別に外語大学卒であったり、前職で国際関係部門に所属していたり、TOEICのハイスコア所持者であったりという人間ではありません。また、語学力と呼べる程の確かな会話能力や文書作成能力がある訳ではありません。そんな私がなぜ、自分の業務の中で外国語を使うことになってしまったかという、顧客に外国人がいるという実に単純な理由です。

会報をご覧になっている諸先生方のなかにも、外国人経営者や労働者と触れあう機会をお持ちの方は沢山いらっしゃると思いますが、私の場合、具体的にはブラジル、ペルー、フィリピン、中国籍の方が多く、その中でも特に日系ブラジル人、ペルー人の方とお会いする機会が多いです。もともと語学自体が好きであったのと、少しでもコミュニケーションが図れれば位の気持ちから、3年程前から全くの独学でポルトガル語に取り組み始めました。簡単な挨拶とカタコトの会話が交わって相手が少しでも喜んでくれる様子を見ると、こちらも嬉しくなるものです。ただ、残念なことに通訳者のように流暢に話せる訳でもなく、相手の話の内容が詳しくわかる訳でもありません。加えてペルー等スペイン語圏の方にはまったく話しかけることすらできません。そこで頭を切り替え、通訳者のような完璧さを目指すのではなく、最低限の意思疎通と相手の国への敬意を少しでも伝えることを目的とし、ポルトガル語に加え一昨年はスペイン語にも取り組み始めました。こういう話を周りの方に行っていると、よく英語はペラペラなんですかと聞かれますが、カタコト以下です(笑)。ただ、カタコトでもポルトガル語とスペイン語を無理やり使っていると少しは役に立つこともあり、ケガをした外国人労働者の立会で病院にいったときには、簡単な意思疎通にもかかわらず本人から随分感謝されましたし、外国人向けのセミナー等で労務管理の専門用語を、通訳を介さず直接相手国の言葉で話すとも明らかに反応が違い真剣に聞いてくれます。

以前、社労士の研修の際に藤沼会長がおっしゃっていましたが、人を最後まで大事にしてくださいという言葉が常に私の頭にはあります。実際にあった話ですが、言葉が通じないことをいいことに職場で酷い扱いを受けた外国人労働者の方が何人もいらっしゃいました。日本で生活をするのだから日本語を勉強すべきという声も多々ありますが、同じ人間同士、縁あって日本という国にやってきた外国人には日本人同様、一人の人間として真摯に接すべきだと思います。私がカタコトでも外国語を使うのは、今の私にできる相手への最大の敬意の証でもあるからです。

国際化が一段と加速するこれからの時代、他国との競争やビジネスという視点だけでなく、他国への敬愛や親愛という視点から語学というものがもっと脚光を浴びてもいいのかもしれない。